



## お知らせ 1

# 水道料金のお支払い 忘れていませんか？

■問合せ 建設課上下水道係 ☎24-5111 (内線161)



### 安全な水をお届けするために

安全な水を各家庭に送り続けるためには、施設の維持管理や更新などを行う必要があります。これらの費用には水道料金を充てており、**料金の未納があると事業の運営に支障が出ます**。しかし近年、水道料金の未納者増加が深刻な問題になっています。

水道料金は、使用量に応じて2カ月毎に請求しており、水道を利用するすべての方に公平に負担していただいています。料金未納に対しては、徴収にかかる経費が発生するなど、正しく納めていただいているすべての方に多大な迷惑をかけることになります。

このような不公平が生じないよう、**水道料金の納入期限内の支払いに、皆さまのご理解とご協力をお願いします**。



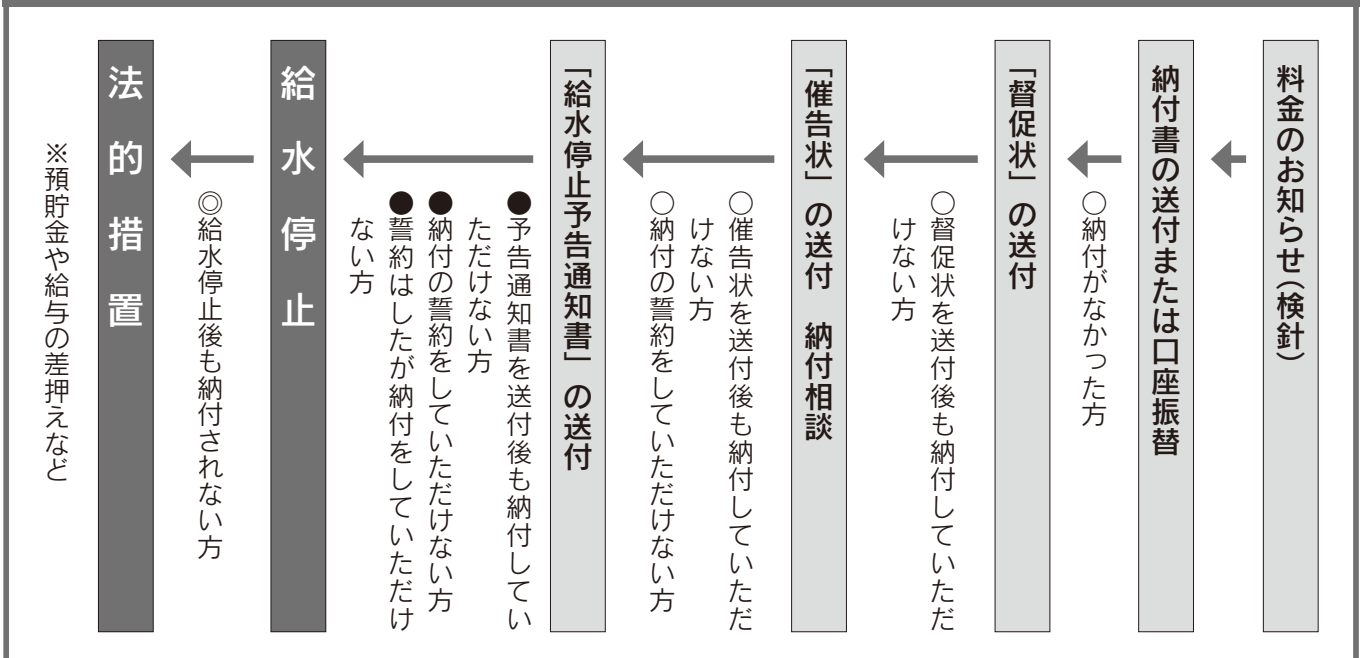
### 水道料金の未納対策

水道料金の支払が納入期限までになかった場合、未納者に対し下図の手順で支払いを促していきます。書面や訪問による支払いの催促に応じない未納者の場合、**給水を停止することになります**。

それでも納めていただけない場合、**最終的には法的措置を執ることになります**が、公平を期するためにやむを得ない措置であることをご理解願います。

※給水停止措置後は未納料金全額をお支払いいただかなければ、基本的に給水を再開することはできません。また、給水停止や法的措置により何らかの損害が生じても、村は一切の責任を負いません。

## 未納対策事務の流れ



### ～ ご相談ください ～

「未納額が多額でどのように納めていけばよいか分からない」といった納付や料金についてお悩みがありましたらご相談ください。